

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成25年2月25日(月)

厚生労働省・職業安定局
文部科学省・初等中等教育局

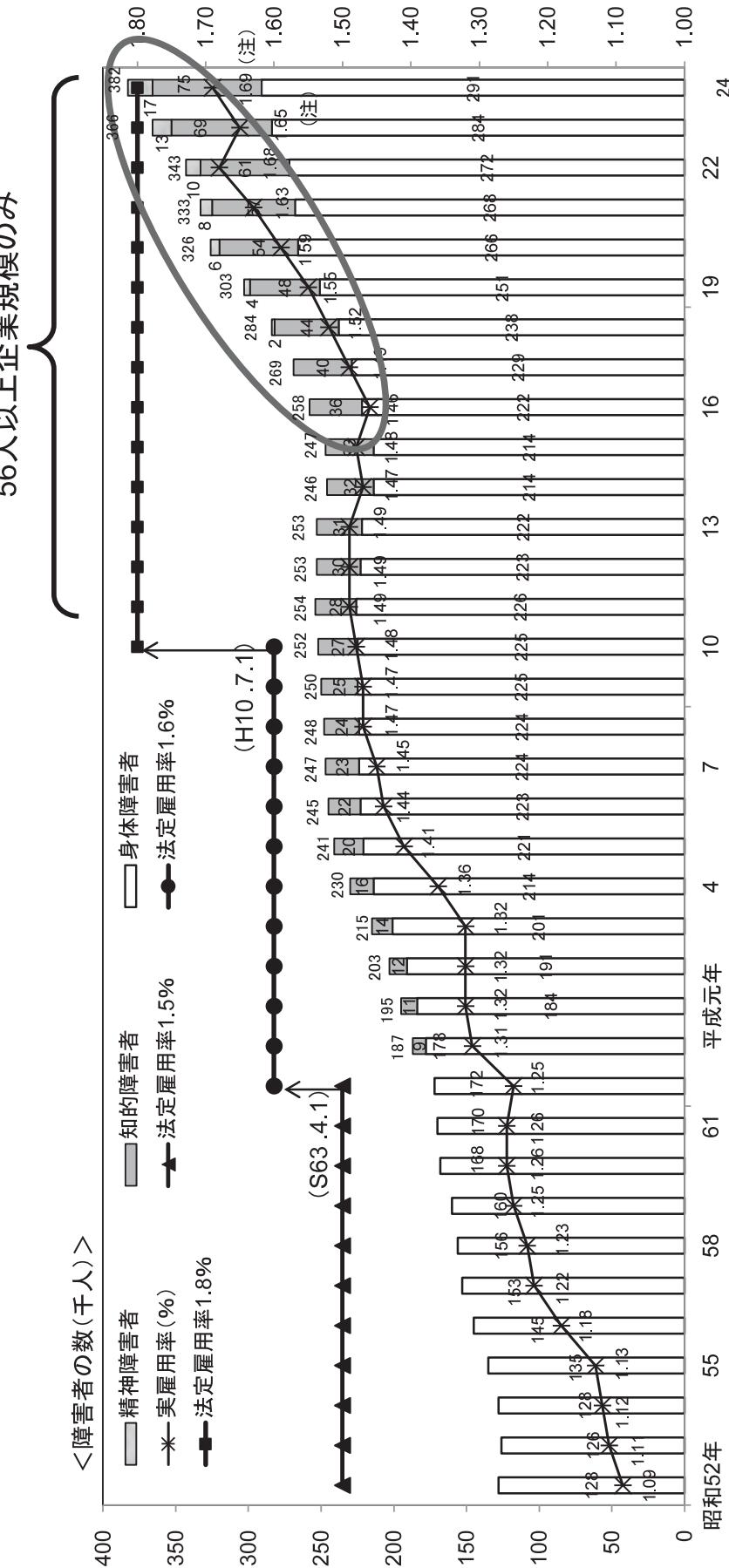
目 次

1 厚生労働省・職業安定局資料.....	1
2 文部科学省・初等中等教育局資料.....	19

職業安定局

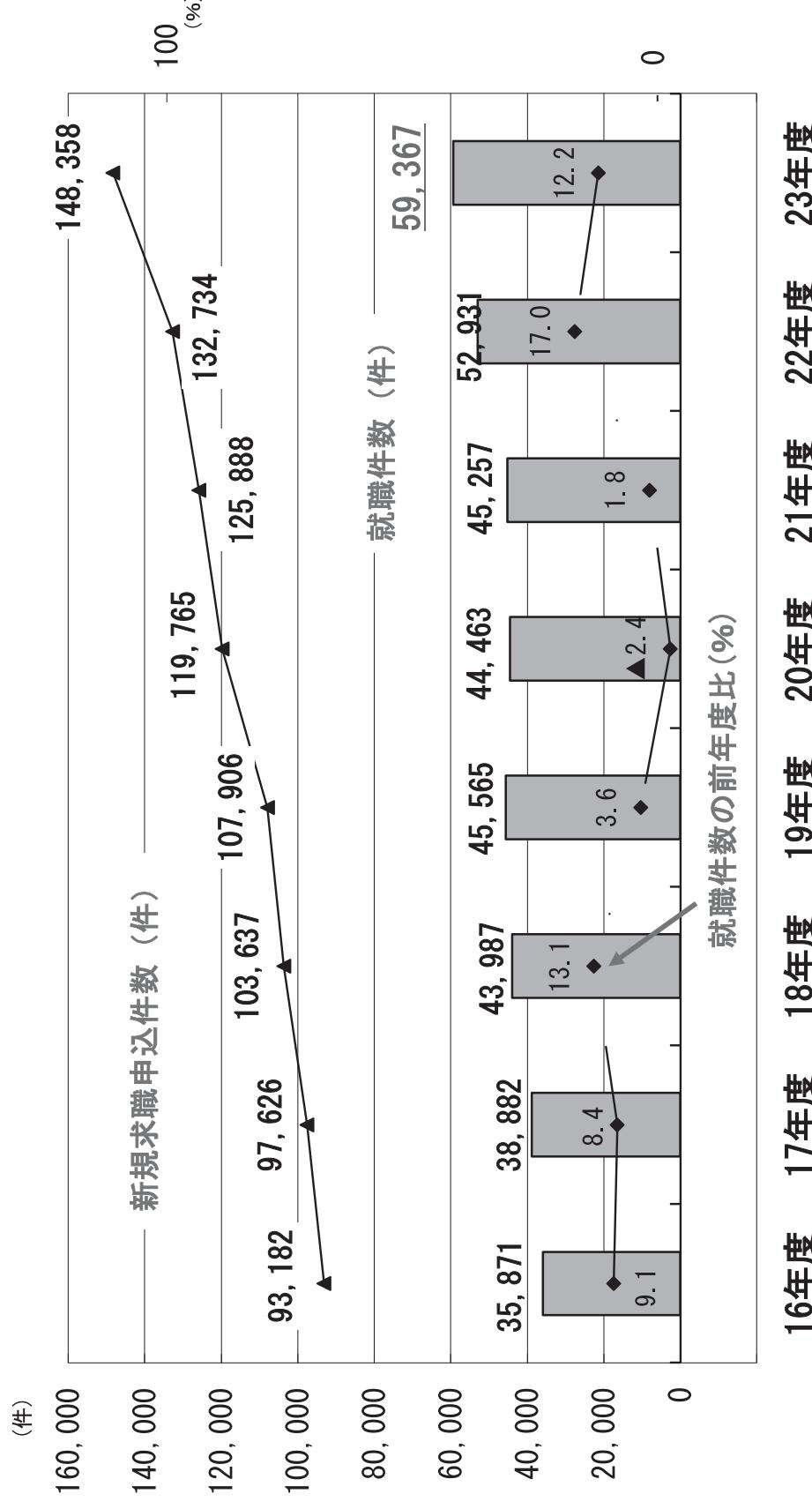
近年の障害者雇用の状況

- 民間企業の雇用状況 実雇用率 1.69% 法定雇用率達成企業割合 46.8%
- 法定雇用率には届かないものの、雇用者数は9年連続で過去最高。障害者雇用は着実に進展。



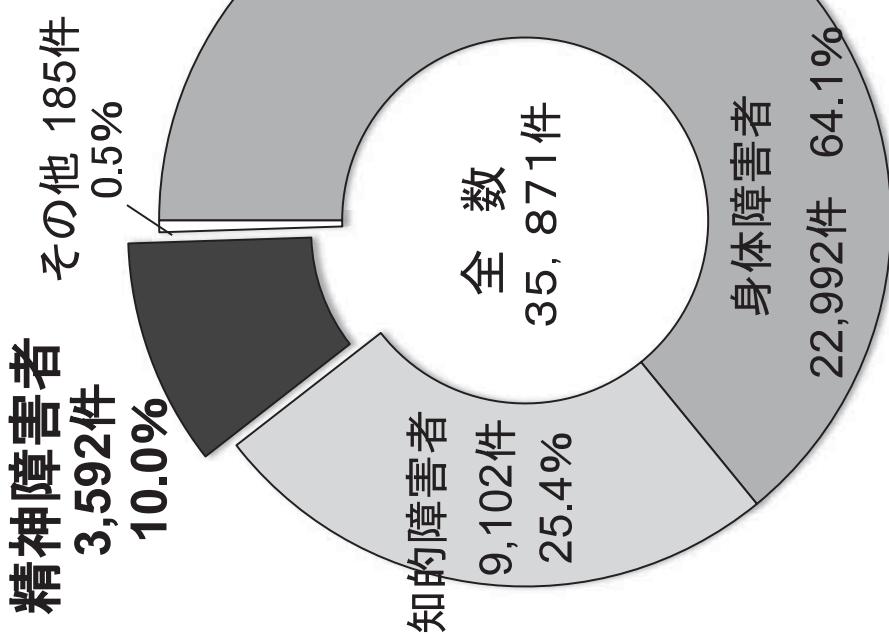
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成23年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 特に、就職件数は約6万件となり、過去最高を更新。

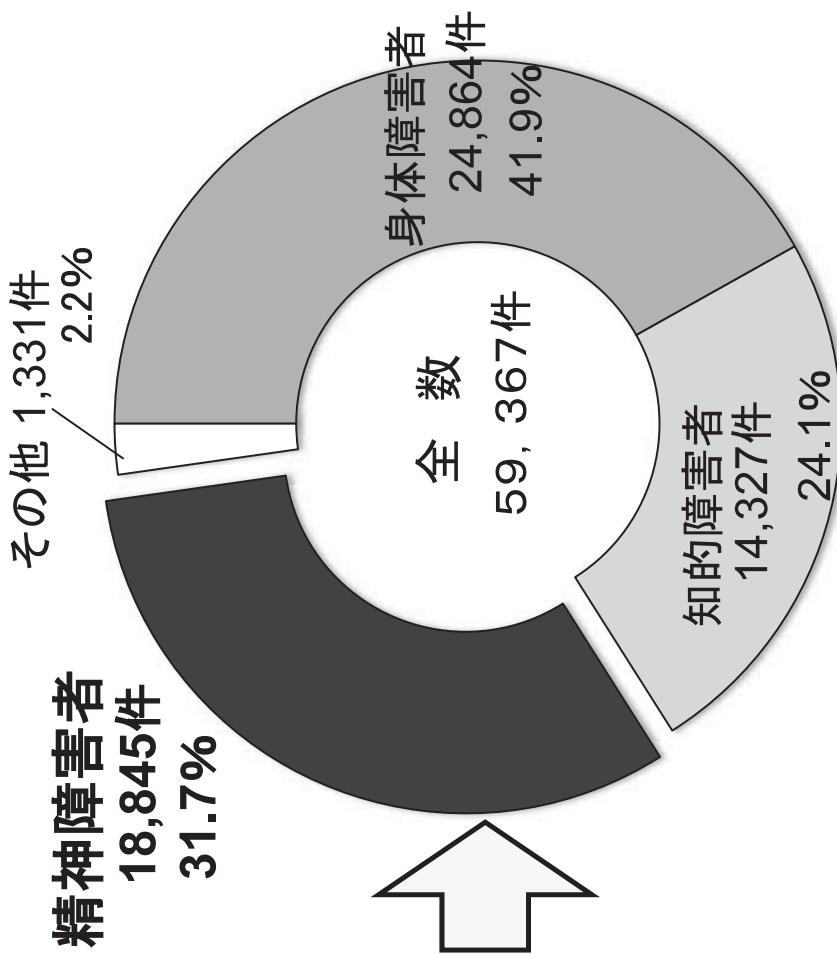


ハローワークの障害種別の職業紹介状況（就職件数）

平成 16 年度



平成 23 年度



今後の障害者雇用対策の検討について

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月閣議決定)」等を踏まえ、有識者や企業関係者、労働組合、障害団体等を委員とする3つの研究会を開催。平成23年11月に各々第1回を開催。同年8月3日に報告書が取りまとめられた。

現在、報告書の内容を受け、労働政策審議会障害者雇用分科会において、障害者雇用促進制度の見直しについて検討中。

(1) 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方にに関する研究会

- ・ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲
- ・ 精神障害者の雇用義務化、その他の障害者(発達障害者、難病患者等)への支援の強化
- ・ 重度障害者のダブルカウント制度、特例子会社制度等

(2) 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会

- ・ 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応
- ・ 労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供
- ・ 事業主の負担に対する助成
- ・ 企業内の自主的な解決を促しつつ、解決しない場合の紛争解決手続きの整備

(3) 地域の就労支援の在り方にに関する研究会

- ・ 中小企業等のニーズを踏まえた支援の強化
- ・ 精神障害者、発達障害者等の障害特性を踏まえた就労支援機関による支援の強化
- ・ 雇用障害者の増加を踏まえた職場定着支援の強化
- ・ 「教育」「福祉」「医療」から「雇用」への流れを促進する観点からの企業見学や職場実習等の促進
- ・ 地域における就労支援機能の強化

雇用義務制度の対象となる障害者の範囲の変遷

昭和51年、身体障害者を対象とする雇用義務制度を創設。平成10年には、知的障害者を雇用義務制度の対象に追加。

※ 昭和63年には知的障害者を、平成18年には精神障害者を実雇用率の算定対象に追加。

精神障害者



実雇用率の算定

知的障害者

実雇用率の算定
雇用義務化

身体障害者

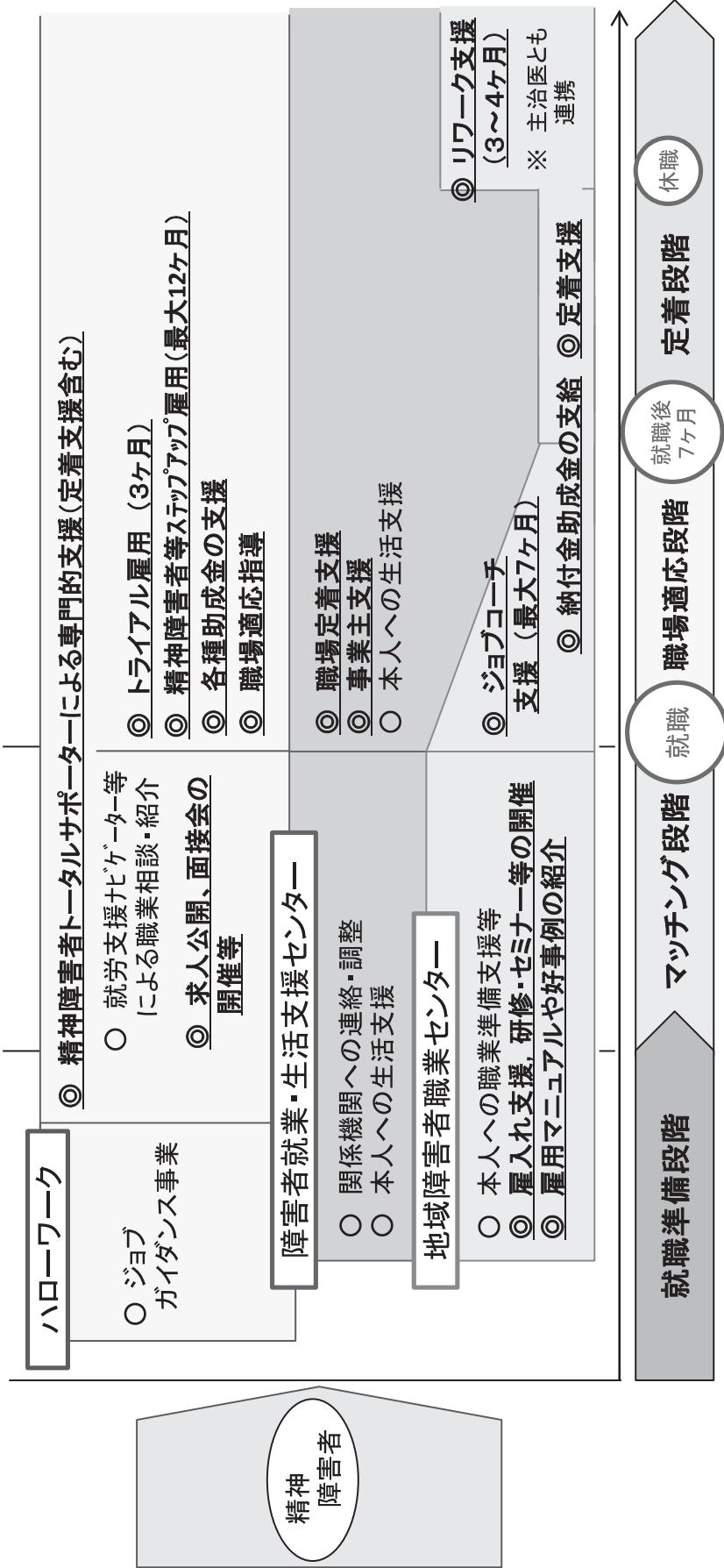
雇用義務化

昭和51年 10月 平成10年 7月 平成18年 4月

精神障害者の雇用促進に係る支援施策の流れ

- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害者と事業主双方に対する就職準備段階から職場定着(リワーク支援含む)までの一貫した支援を実施

○：主に障害者本人に対する支援施策
◎：事業主に対する支援施策(障害者と事業主双方を支援するもの含む)



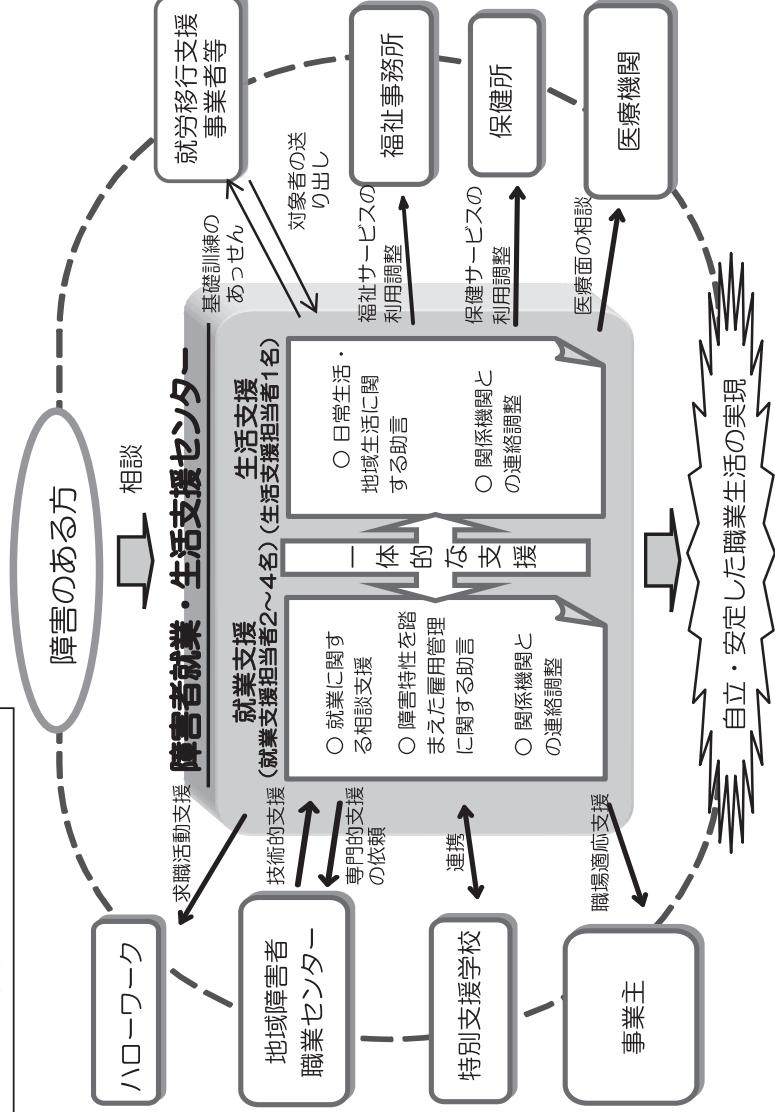
- ※ 就職準備段階～職場適応段階には、就労系福祉サービスである就労移行支援事業と連携
- ※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、保健所、自治体や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う 「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

平成14年度 21センター（14年5月事業開始時）→ 現在 316センター（25年2月現在）

雇用と福祉のネットワーク



業務の内容

- 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方にに対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。
- <就業面での支援>
- 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・就職活動の支援
 - 障害のある方その他の障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
 - 關係機関との連絡調整
 - 日常生活・地域生活に関する助言
 - 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
 - 關係機関との連絡調整

【23年度実績】	対象者数 94,960人	就職件数 13,769件	就職率 69%
----------	--------------	--------------	---------

地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、**全国47都道府県（ほか支所5か所）に設置。**

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するためには必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

- 職業評価
就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するためには必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。
- 職業準備支援
ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内の作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業
障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。
- 精神障害者総合雇用支援
精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。
- 事業主に対する相談・援助
障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。
- **地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施**
障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

平成 24 年度 就業支援基礎研修のご案内

東京障害者職業センターでは、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、第 1 号職場適応援助者助成金受給資格認定法人、発達障害者支援センター、特別支援学校、その他福祉、教育、医療等の機関において就業支援を担当している方を対象として、障害者の就業支援に必要な基本的知識・技術等を習得していくための「就業支援基礎研修」を開催します。

* 東京都 障害者就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修)との一部共催

【平成 24 年度実施日程(全 3 回・各 3 日間)】

第 1 回：7 月 23 日(月)、24 日(火)、25 日(水) 定員 30 名程度

第 2 回：9 月 12 日(水)、13 日(木)、14 日(金) 定員 30 名程度

第 3 回：11 月 7 日(水)、8 日(木)、9 日(金) 定員 30 名程度

【会場所在地】

第 1 回及び第 3 回：東京都社会福祉保健医療研修センター(文京区小日向 4-1-6)

第 2 回：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京障害者職業センター多摩支所
(立川市曙町 2-3 8-5 立川ビジネスセンタービル 10F)

【研修内容】

研修カリキュラムは別紙 1、研修日程は別紙 2 のとおり

* 受講者は、設定された研修カリキュラムについて、全て受講する事を前提とします。

* この研修は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」(平成 21 年厚生労働省告示第 178 号)として実施するものです。就労移行支援事業者の受講者で、就労支援関係研修終了加算の適用を想定している場合は、指定された全ての科目を受講することが必要です。

◇ 受講申し込み

* 関係機関の長は、別添の「就業支援基礎研修受講申込書」に必要事項を記入の上、FAX 又は郵便で以下の申し込み先に送付して下さい。なお、勝手ながら定員に達した時点で募集を締め切らせていただく場合もございますので予めご了承ください。

* 申込期限

△ 第 1 回研修受講希望者：平成 24 年 6 月 29 日(金)

△ 第 2 回研修希望受講者：平成 24 年 8 月 24 日(金)

△ 第 3 回研修希望受講者：平成 24 年 10 月 19 日(金)

【申込先】 いずれの回も東京障害者職業センター 〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセビル 3F

FAX : 03-6673-3948 (吉岡・日高あて) にお願いします。

◇ 受講者の決定 当センターで「受講申込書」を受理後、受講者を決定し、関係機関の長あて通知します。

◇ 問合せ先

* 研修全般及び第 1 回、3 回研修について

△ 担当：東京障害者職業センター 吉岡・日高

電話 03-6673-3938 E-mail: tokyo-ctr@jeed.or.jp

* 第 2 回研修について

△ 担当：東京障害者職業センター多摩支所 田川・藤本

電話 042-529-3341 E-mail: tama-ctr@jeed.or.jp

(別紙1)

平成24年度就業支援基礎研修カリキュラム（科目と内容）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 東京障害者職業センター本所・多摩支所

実施形態	科目名	内 容	時間(分)
講義	障害者雇用の現状と障害者雇用施策	障害者雇用促進法の概要、障害者雇用の現状、各種制度等について理解する。	90
講義	就業支援のプロセスと支援内容	就業支援のプロセスと支援内容について理解する。	120
講義	就労支援機関の役割と連携	ハローワーク、地域センター、就業・生活支援センター等の役割と業務内容、これら就労支援機関との連携方法、地域ネットワークの活用方法等について理解する。	120
講義・演習	職業準備性と就業支援	職業準備性の考え方や就職に向けた課題の把握について理解するとともに、就労移行支援のためのチェックリスト、就労支援のための訓練生用チェックリスト等の実施方法について理解する。	120
講義	障害特性と職業的課題	障害特性と職業的課題、支援上の留意事項等について理解する。	90
講義	労働関係法規の基礎知識	労働基準法、最低賃金法等に関する基礎知識を理解する。	90
ケーススタディ・意見交換	ケーススタディ・意見交換	ケーススタディと就労移行支援等の取組状況についての意見交換を通じて、具体的な支援のプロセスや支援方法、支援における関係機関との連携の実際について理解する。	150
講義	企業における障害者雇用の実際 ★	雇用情勢の変化と企業における障害者雇用の考え方、雇用状況、業務内容と必要な人材、各種制度の活用状況、支援ニーズ等について理解する。	180
演習	プレゼンテーション技法 ★	関係機関に対する提案や説明、企業採用担当者等との面接等において、わかりやすく説明することや情報を的確に伝達するためのノウハウを実践的に学ぶ	150

注：網掛けの科目は就労支援関係研修修了加算適用の指定科目であること

★は東京都と合同で実施する科目であること

障害者に対する就労支援の推進

～平成25年度障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成25年度予定額 219.0(218.9)億円

※括弧書きは前年度予算額

I 中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化

- ◆ ハローワークと福祉や教育等の関係機関の連携による「チーム支援」の実施や、障害者雇用に関する企業向けの相談窓口体制の充実等による中小企業への支援の強化
- ◆ 中小企業の障害者雇用への不安を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを新たに配置し、福祉、教育、医療などの関係機関と連携し、職場実習の推進やセミナー、企業見学会などを実施
- ◆ 身近な地域で、就業面と生活面の「障害者就業・生活支援センター」の拡充と職場定着の支援などの機能強化 【設置箇所数 327センター → 332センター】 等

II 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

- ◆ 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施
 - ◇ ハローワークにおいて、精神障害者へのカウンセリングや企業への意識啓発、就職後のフォローアップ等の一貫した支援を行う「精神障害者雇用トータルサポートセンター」の配置
 - ◇ 精神障害者の雇用促進に向け、医療機関での就労支援の取組とハローワークなどの就労支援機関との連携を促進するモデル事業を実施
 - ◇ ハローワークでの発達障害者に対する支援体制(「若者コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」)を拡充・強化 【実施箇所 39都道府県→47都道府県(全国展開)】 等
 - ◇ ハローワークに新たに「難病患者就職サポートセンター(仮称)」を配置し、難病患者への就労支援を強化 等
 - ◆ ハローワークや労働局において精神障害者などを雇用する「チャレンジ雇用」の推進 等

III 障害者の職業能力開発支援の充実

IV 障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

50.5(54.6)億円

27(11)百万円

障害者に対する就労支援の推進

～平成25年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成25年度予定額 21,895(21,890) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化

1 法定雇用率引上げ等に対応した中小企業支援等の実施

[予定額 3,976 (3,854) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携して就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施や就職面接会の充実等を行い、ハローワークのマッチング機能の向上を図るとともに、障害者雇用に関する課題に対して助言等を行う企業向けの相談窓口体制の充実等を図ることにより、中小企業への支援を強化する。あわせて、法定雇用率の引き上げに対応するための雇用率達成指導の強化を行う。

2 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の創設

[予定額 237 (0) 百万円]

障害者本人の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを新たに配置し、福祉施設、特別支援学校、医療機関等関係機関と連携しつつ、職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。

3 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 4,640 (4,351) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、設置箇所数の拡充を図るとともに、職場定着支援等の機能強化を図る。

(設置箇所数 327センター → 332センター)

II 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

1 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施

[予定額 2,901 (2,355) 百万円]

(1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

[予定額 644 (600) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に対応するため、精神障害者等に対し、カウンセリング、企業の意識啓発、職場実習の実施及び就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者雇用トータルサポート」の配置により、総合的かつ継続的な支援を行う。

(2) 医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業の実施

[予定額 50 (0) 百万円]

効果的に医療機関と連携し、精神障害者の雇用促進を図っていくための方策を検証するために、医療機関における就労支援の取組・連携を促進するモデル事業を実施する。

(3) 障害者就業・生活支援センターによる精神障害者等の職場定着・就労支援の実施

(I の 3 の一部再掲)

[予定額 191 (11) 百万円]

障害者就業・生活支援センターに職場定着支援を専門的に担当する職場定着支援担当者を配置すること等により、精神障害者・発達障害者等の職場定着支援を強化する。

(4) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[予定額 738 (367) 百万円]

発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

(5) 難治性疾患患者への支援策の充実・強化

[予定額 374 (145) 百万円]

難病のある人の就労支援についてのニーズの高まりを踏まえ、ハローワークに「難病患者就職サポーター（仮称）」を新たに配置し、ハローワークと難病相談・支援センターの連携を強化するとともに、難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、難病のある人の就労支援の強化を行う。

2 チャレンジ雇用の推進

[予定額 677 (577) 百万円]

知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。

III 障害者の職業能力開発支援の充実

1 総合的な障害者職業訓練技法の開発・普及による障害者職業訓練の強化

[予定額 3,583 (3,828) 百万円]

障害者職業能力開発校や一般の職業能力開発校への職業訓練上特別な支援を要する障害者などの受入れを促進するため、指導技法を開発し、都道府県の職業訓練指導員への指導技法の実務演習などを実施することにより、障害者職業訓練の強化を図る。

2 地域における障害者職業能力開発促進のための基盤整備事業の強化

[予定額 124 (132) 百万円]

地域における障害者の自立を支援する機関が一体となって支援するために、都道府県が中心となって、ハローワーク、福祉、教育機関など地域における関係機関との連携・協力体制を構築することにより、職業訓練の強化を図る。

3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の充実

[予定額 1,347 (1,503) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、委託先開拓のための委託費単価の見直し、担当者制で一貫して支援を行う訓練コーチへの支援体制の集約化、精神保健福祉士等外部専門家の活用等を行い、委託訓練の充実を図る。

IV 障害者権利条約の批准等に向けた障害者雇用促進制度の見直し

1 障害者権利条約の批准等に向けた障害者雇用促進制度の見直し

[予定額 27（11）百万円]

障害者権利条約の批准等に対応するため、労働政策審議会の議論を受けて、労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置等、障害者雇用促進制度の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

文部科学省

障害保健福祉主管課長会議 説明資料
平成25年2月25日（月）

特別支援教育行政の現状と課題

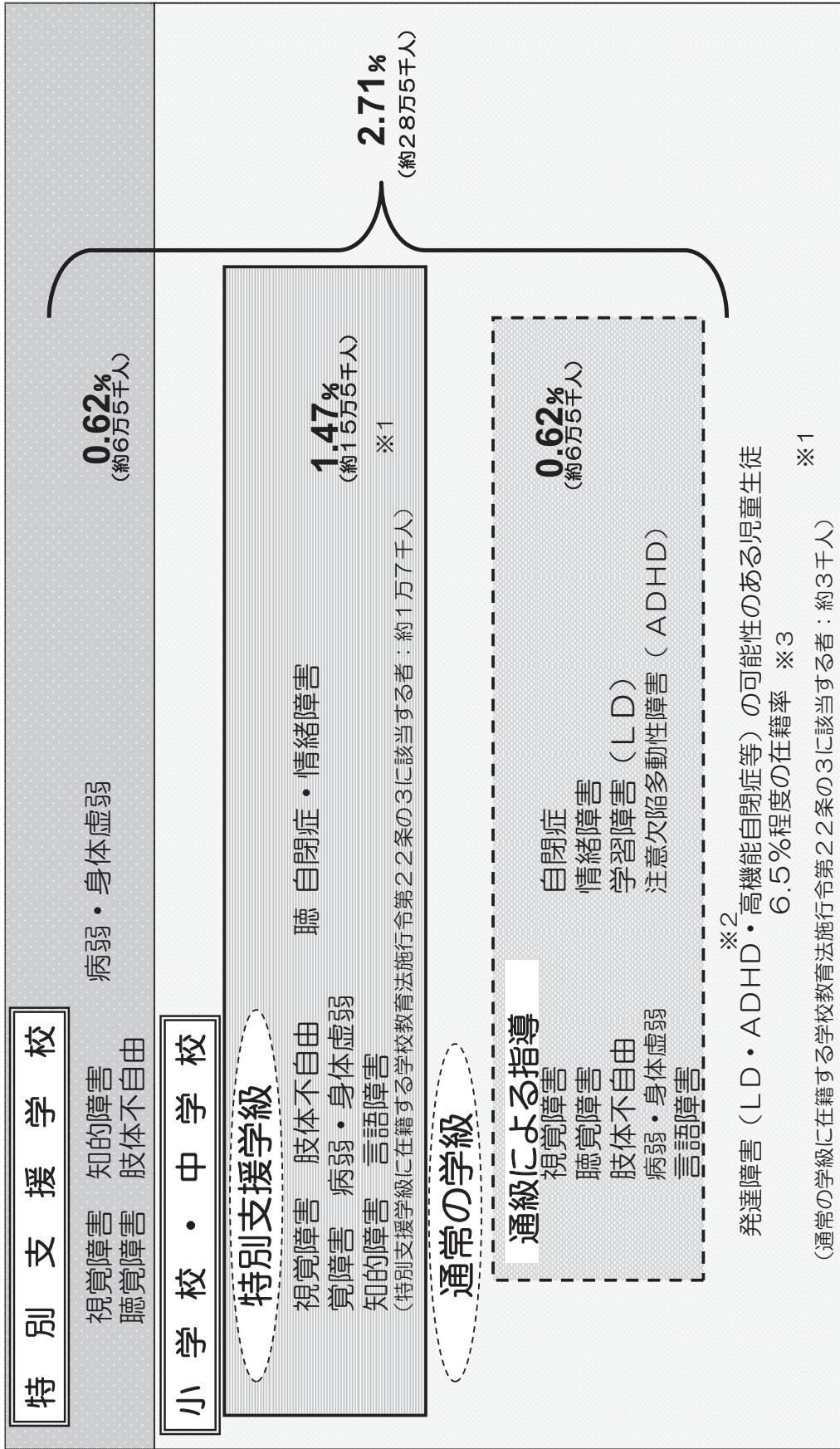
文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
課長補佐（併）癡達障害支援専門官
三輪 善英



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

義務教育段階の全児童生徒数 1054万人



*1 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

*2 また、東京都においては回答が得られなかつた自治体がある。

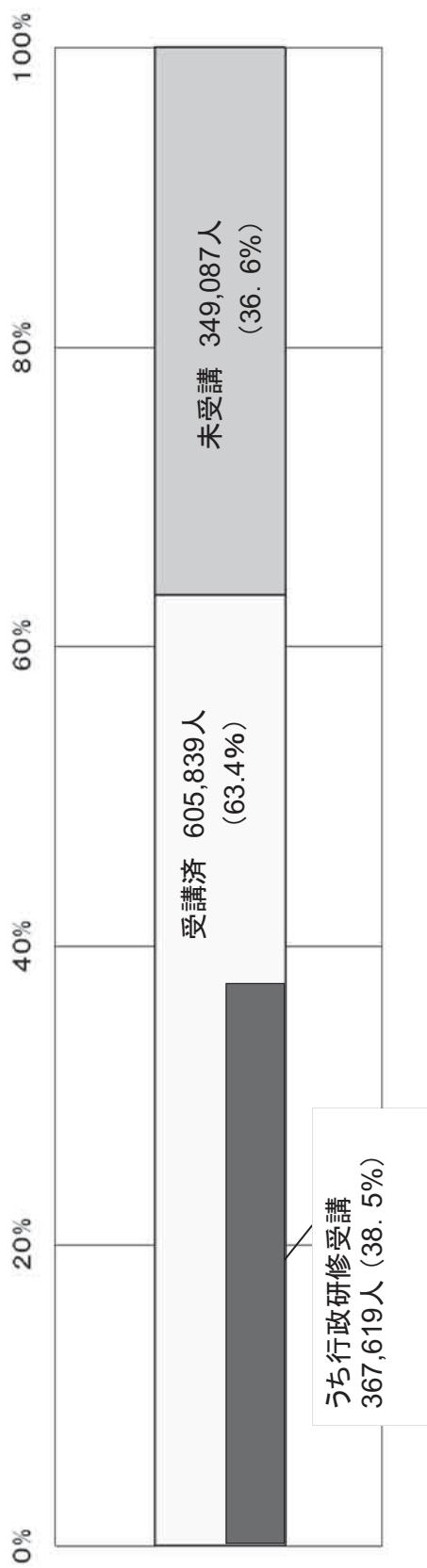
*3 LD (Learning Disabilities)：学習障害、ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)：注意欠陥多動性障害

*3 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。
(※3を除く数値は平成23年5月1日現在)

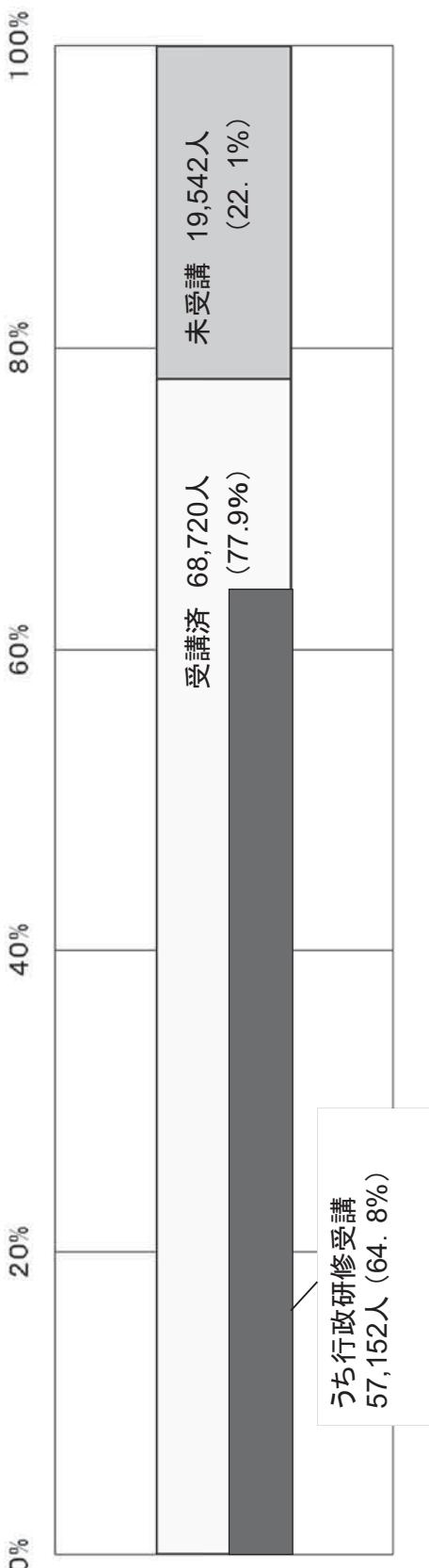
1. 特別支援教育の現状

～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成23年9月1日現在)～

①国公私立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成23年度)



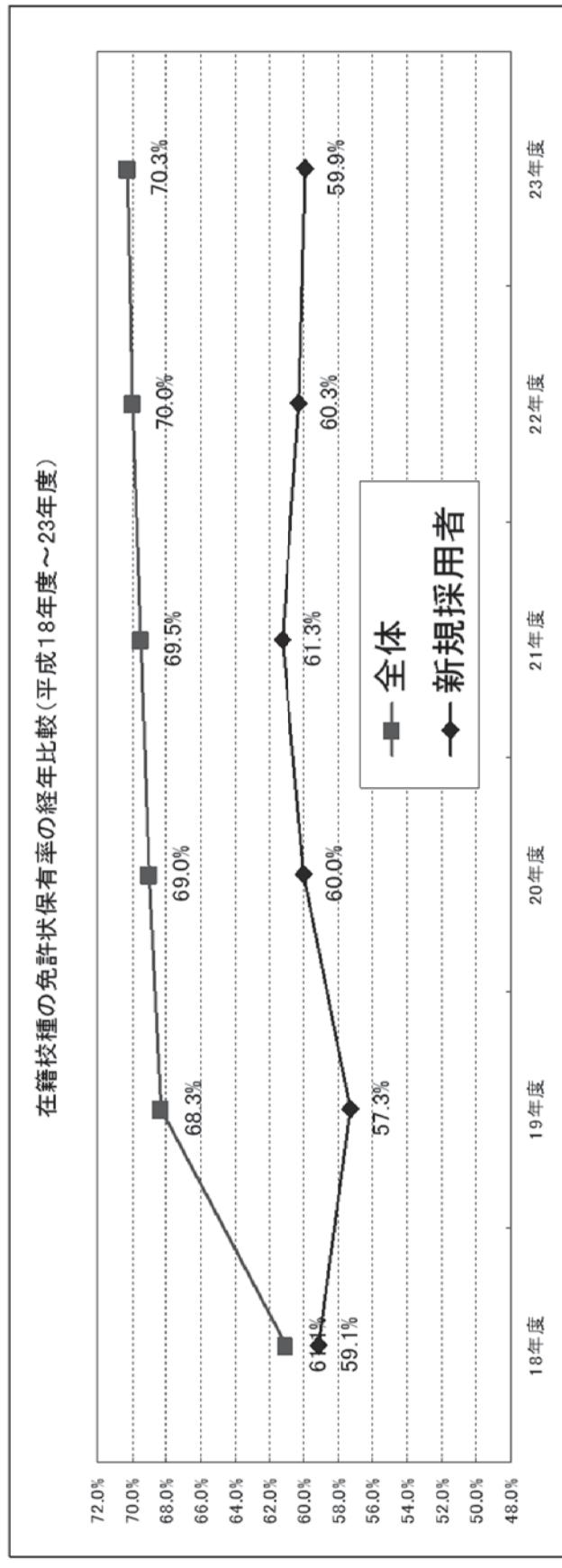
②国公私立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成23年度)



1. 特別支援教育の現状～特別支援学校教諭等免許状の保有状況～

特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較 (特別支援学校教諭等免許状の保有状況)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は微増、新規採用者の保有率は微減(平成23年度)
- ・教員の研修受講機会の積極的な確保が必要



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度～23年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要①

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互通じ人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重、障害者の精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要②

1. 共生社会の形成に向けて

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことには、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めしていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることから認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにどつても、良い効果をもたらすことができると考えられる。

①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもたちの教育の充実を図ることが重要である。

②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

③特別支援教育に関連して、障害の人々が、障害のある人や子どもとともにと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

・基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要③

1. 共生社会の形成に向けて

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

今後の進め方にについては、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約批准後の10年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期: 就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改廻の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期: 短期の施策の進捗状況を踏まえ社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の方策を検討していくことを最終的・長期的には、条約の理念が自指す共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を目指す。

2. 就学相談・就学先決定の在り方にについて

(1) 早期からの教育相談・支援

・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

・乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

2. 障害者制度改革 中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要④

2. 就学相談・就学先決定の在り方にについて

(2) 就学先決定の仕組み

- ・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」(仮称)については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、児童生徒のそれぞれの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。-
- ・就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である(就学に関するガイダンス)。
- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」(仮称)に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。-

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑤

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(3)一貫した支援の仕組み

・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4)就学先相談、就学先決定に係る、国・都道府県教育委員会の役割

- ・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せただけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑥

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1)「合理的配慮」について

・条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校の環境整備等の状況により適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校」に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることによるとある。

・障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者による協議を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることは望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に補完しつつ、一体となって當まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

・移行時における情報の引き継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑦

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(2)「基礎的環境整備」について

- ・「合理的配慮」の充実を図るため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、「基礎的環境整備」の充実を図っていくことが必要である。
- ・共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

(3)学校における「合理的配慮」の観点

- ・「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4)「合理的配慮」の充実

- ・これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、設置者・学校、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、設置者・学校、本人・保護者の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。-

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑧

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

・多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図つていくことが必要である。

- ・通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。
- ・特別支援教育により多様な子どもとのニーズに的確に対応していくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。
- ・医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。
- ・通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。
- ・幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑨

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(2) 学校間連携の推進

・域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

・特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)の中でコードイネーター機能を發揮し、発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

・域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

2. 障害者制度改革

中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑩

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(3) 交流及び共同学習の推進

・特別支援学校と幼・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を育てることで、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

・特別支援学校と幼・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

(4) 関係機関等との連携

・医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

2. 障害者制度改革 中央教育審議会初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要⑪

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(1) 教職員の専門性の確保

- ・インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。
- ・すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

- ・学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していくが必要がある。
- ・特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状(当該障害種又は自立教科の免許状)取得率は約7割となつており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- ・特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。-

(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境にななかつた障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

○インクルーシブ教育システム構築事業

平成25年度予算額（案） 1,385百万円（新規）

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、高等学校の特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、医療的ケアのための看護師配置、就学奨励費の支給対象の拡大を行う。

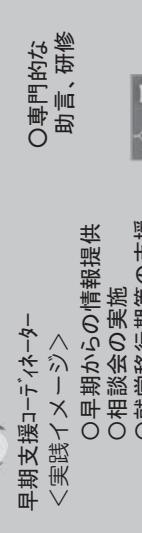
就学期以前

小・中学校

高等学校

◆早期からの教育相談・支援体制の構築 (16地域・早期支援コーディネーター約50人の配置)

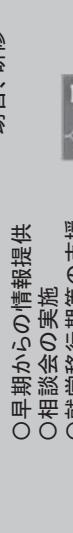
・特別な支援が必要となる可能性のある子どもも及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。



◆インクルーシブ教育システム構築データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

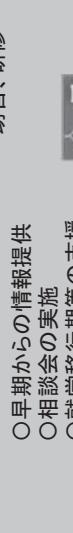
- ・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。
- ・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学級)を活用する形で追求する。

取組の収集・蓄積



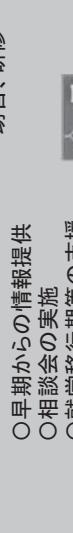
◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (24地域・合理的配慮協力員終120人の配置)

- ・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。
- ・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学級)を活用する形で追求する。



◆「合理的配慮」普及啓発セミナーの開催(文部科学省・6ブロックで実施)

- ・市町村教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学・事務の円滑化を図るために、セミナー等を開催。
- ・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒(約2,800人)の就学を支援する。
- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもに対応するため看護師を配置する。



◆特別支援学校機能強化モデル事業 (12地域 ST, OT, PT, 心理学の専門家等 約360人の配置)

- ・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのため必要な専門家(ST, OT, PT, 心理学の専門家等)を特別支援学校等に派遣する。また、キャラクター・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。
- ・視覚障害、聴覚障害、病弱、身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少數しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

○発達障害に関する教職員の専門性向上事業

平成25年度予算額(案) 78百万円(新規)

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する児童生徒は、6、5%程度の割合で在籍しており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。
発達障害のある児童生徒への支援にあたっては、教員一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への適切な指導や、保護者等に対して十分な説明を行い理解を得る必要がある。また、各学校において、発達障害に関する支援の中核となる高度な専門性を有する教員の存在も重要である。
そのため、教員に発達障害に関する正しい理解を図るために理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。

○ 発達障害理解推進拠点事業

22百万円

・教員一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を得る。また、保護者等への十分な理解を得るために取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。また、その成果普及のためのセミナー等を開催する。

(事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
 - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
 - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催 など



○ 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業

55百万円

・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



16